

2022年12月16日

九州電力株式会社

「特定小売供給約款以外の供給条件」の認可を受けました
— 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により電気料金を割引 —

当社は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業※」の事業者として採択されたことを受け、事業対象期間の2023年1月～9月使用分^(注)の電気料金を割り引くことを定めた「特定小売供給約款以外の供給条件」(2022年12月7日申請)について、本日、経済産業大臣より認可を受けましたので、お知らせします。(注) 料金のご請求は2月分～10月分となります(申請の詳細は[2022年12月7日お知らせ済み](#))

なお、料金割引の適用について、お客さまからのお申し込みは不要です。
(電気料金割引の詳細は別紙をご覧ください)

【国の事業内容に関するお問い合わせ先】

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 (資源エネルギー庁)

お客さま向け窓口：0120-013-305

[受付時間 9～17時 (年末年始を除く)]

※ 2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。2023年度前半にかけて、毎月の請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気・都市ガス料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減することを目的に実施されます(国のモデルケース低圧400kWh/月で、1月～8月使用分は、毎月2,800円の割引)。詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の[特設サイト](#)をご覧ください。

以 上